

感染症指定医療機関 指定基準・配置基準

1 指定基準・配置基準等

(1) 特定感染症指定医療機関

- ア 新感染症・一類感染症・二類感染症に係る医療
- イ 都道府県知事と協議の上、厚生労働大臣が定める。

(2) 第一種・第二種感染症指定医療機関

- ア 一類感染症・二類感染症（第二種は二類のみ）に係る医療
- イ 厚生労働大臣の定める基準に適合する病院で都道府県知事が定める。

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年3月19日厚生労働省告示第43号）＝「指定基準」

※ 感染症指定医療機関の指定について（平成11年3月19日健医発第457号）＝「配置基準」

(ア) 第一種感染症指定医療機関 都道府県の区域ごとに1か所 2床

(イ) 第二種感染症指定医療機関 二次医療圏ごとに1か所 その人口に応じ次の病床数とする。

配置基準（第二種）	
人口30万人未満	4床
30万人以上100万人未満	6床
100万人以上200万人未満	8床
200万人以上300万人未満	10床
300万人以上	12床

2 病床数等

(指定病床数：平成29年4月1日現在)

- (1) 特定感染症医療機関 国立国際医療研究センター病院 4床
- (2) 第一種感染症指定医療機関
 - 都立駒込病院 2床
 - 都立墨東病院 2床
 - (公財)東京都保健医療公社荏原病院 2床
 - 自衛隊中央病院 2床

(3) 第二種感染症指定医療機関

二次保健医療圏名	人口(人)	基準病床(床)	医療機関名(第二種)	指定病床(床)
区中央部	885,133	6	都立駒込病院	28
区南部	1,115,788	8	(公財)東京都保健医療公社荏原病院	18
区西南部	1,422,289	8		
区西部	1,242,841	8		
区西北部	1,936,919	8	(公財)東京都保健医療公社豊島病院	20
区東北部	1,335,437	8		
区東部	1,451,641	8	都立墨東病院	8
西多摩	388,872	6	青梅市立総合病院	4
南多摩	1,434,796	8	東京医科大学八王子医療センター	8
北多摩西部	643,659	6	国家公務員共済組合連合会立川病院	6
北多摩南部	1,032,418	8	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	6
北多摩北部	733,030	6	公立昭和病院	6
島しょ	25,908	4	国民健康保険町立八丈病院	2
総計	13,648,731	92	10医療機関	106

区域割			
区名	二次保健医療圏	指定	新型ブロック
墨田区	区東部	墨東	区東部
江東区			
江戸川区			
千代田区	区中央部		
中央区			
港区			
文京区			
台東区	区東北部	駒込	区北部
荒川区			
足立区			
葛飾区	区西北部	豊島	区西部
北区			
板橋区			
練馬区			
豊島区	区西部		
新宿区			
中野区			
杉並区	区西南部	荏原・自衛隊中央	区南部
渋谷区			
目黒区			
世田谷区			
品川区	区南部		
大田区			

*人口は、都総務局統計部「東京都の人口(推計)」(平成29年3月1日現在)による。